

★ 高齢者の肺炎球菌感染症予防接種（23価肺炎球菌荚膜ポリサッカライドワクチン）説明書 ～肺炎球菌感染症の予防接種を受ける前に必ず読みましょう～

肺炎球菌感染症とは？

肺炎球菌という細菌によって引き起こされる病気です。この菌は主に、気道の分泌物に含まれ、唾液などを通じて飛沫感染します。日本人の約3～5%の高齢者では、鼻やのどの奥に菌が常在しているとされています。これらの菌が何らかのきっかけで進展することで、気管支炎、肺炎、敗血症などの重い合併症を起こすことがあります。65歳以上の高齢者の場合、肺炎球菌が肺炎の原因菌の第一位を占めています。

肺炎球菌感染症予防接種の有効性は？

このワクチンは1回の接種で肺炎球菌の23種類の型に対して免疫をつけることができます。現在90種類以上の肺炎球菌の型が報告されていますが、この23種類の型で高齢者の肺炎球菌による感染症の80%以上がカバーできます。肺炎球菌による肺炎の予防や肺炎にかかっても軽い症状ですむ効果が期待されます。

肺炎球菌感染症予防接種の副反応は？

予防接種後に注射部位の腫れや痛み、赤みなどがみられることがあります。また、発熱や筋肉痛などがみられることもあります。これらの反応は通常3日以内に自然に消失します。

非常にまれですが、ショックや血小板減少、蜂巣炎様反応などの重い副反応が現れることがあります。また、過去5年以内に肺炎球菌感染症予防接種（23価肺炎球菌荚膜ポリサッカライドワクチン）を再接種した場合、注射した部位が硬くなる、痛む、赤くなるなどの症状が強くなる場合がありますので、接種歴を必ず確認して接種してください。

予防接種を受ける前の確認は？

この予防接種説明書をよく読んで、必要性や副反応についてよく理解しましょう。気にかかることや分からないことがあれば、予防接種を受ける前に担当の医師や看護師、市町の担当課に質問しましょう。十分に納得できない場合には、接種を受けないでください。

予診票は接種をする医師にとって、予防接種の可否を決める大切な情報です。基本的には接種を受けるご本人が責任をもって記入し、正しい情報を接種医に伝えてください。また、現在治療中の病気がある方は事前にその病気の主治医に肺炎球菌感染症の予防接種を受けてよいか必ず確認してください。

法律に基づく肺炎球菌感染症の予防接種はあくまでも、ご本人の意思に基づいて接種を受けるものなので、インフォームドコンセント（説明と同意）がない場合には、医師は接種を行いません。接種を希望する場合もしない場合も、十分に医師から説明を聞き、理解をした上で予診票の肺炎球菌感染症予防接種希望欄に自署して接種してください。

※今までに肺炎球菌感染症の予防接種（23価肺炎球菌荚膜ポリサッカライドワクチン）を接種したことがある場合及びご本人の意思が確認できない場合の接種は、法律に基づく定期接種の対象にはなりませんのでご注意ください。

予防接種を受けることができない人は？

①接種当日、明らかに発熱のある人

一般的に、体温が37.5℃を超える場合を指します。

②重篤な急性疾患にかかっている人

急性の病気で薬を飲む必要のあるような人は、その後の病気の変化が分からなくなる可能性もあるので、その日は見合わせるのが原則です。

③予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシーショックを呈したことが明らかな人

「アナフィラキシーショック」とは通常接種後約30分以内に起こるひどいアレルギー反応のことです。

裏面も必ずお読みください。

発汗、顔が急にはれる、全身にひどいじんましんが出る、吐き気、嘔吐（おうと）、声が出にくい、息が苦しいなどの症状に続き、血圧が下がっていく激しい全身反応です。

④その他、医師が予防接種を行うことが不適当な状態と判断された人

上の①～③に入らなくても医師が接種不適当と判断した時は接種できません。

予防接種を受けるに際し、担当医師とよく相談しなくてはならない人は？

- ① 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患等の基礎疾患を有する人
- ② 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた人及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある人
- ③ 過去にけいれんの既往のある人
- ④ 過去に免疫不全の診断がされている人及び近親者に先天性免疫不全症の人がいる人
- ⑤ 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある人

予防接種を受けた後の注意事項は？

- ① 予防接種を受けた後**30分間**は、急な副反応が起こることがあります。医師（医療機関）とすぐに連絡をとるようにしておきましょう。
- ② 副反応の多くは**24時間以内**に出現しますので、特にこの間は体調に注意しましょう。
- ③ 入浴は差し支えありませんが、**注射した部位をこす**ことはやめましょう。
- ④ 接種当日はいつもどおりの生活をしてかまいませんが、ワクチン接種後**24時間**は激しい運動や大量の飲酒は避けましょう。

予防接種を受けない場合は？

接種医の説明を十分聞いた上で、ご本人が接種を希望しない場合、家族やかかりつけ医の協力を得てもご本人の意思の確認ができなかったため接種をしなかった場合、当日の身体状況等により接種をしなかった場合等においては、その後、肺炎球菌感染症に罹患、あるいは罹患したことによる重症化、死亡が発生しても、担当した医師にその責任を求めることはできません。

副反応が起こった場合は？

予防接種後、まれに副反応が起こることがあります。また、予防接種と同時に他の病気がたまたま重なって現れることがあります。

予防接種を受けた後、接種部位が痛みや熱をもってひどく腫れたり、全身のじんましん、繰り返す嘔吐、顔色の悪さ、低血圧、高熱などが現れたら、すぐに医師（医療機関）の診療を受けてください。

健康被害の救済制度は？

定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残したりするなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了する又は障害が治癒する期間まで支給されます。

ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因（予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等）によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に補償を受けることができます。

ご不明な点はお住まいの市町の予防接種担当までお問合せください。